

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

警察法施行令(昭和29年政令第151号)の一部改正に伴い、警務部の分掌事務として新たな事務を加えるため、滋賀県警察本部の内部組織に関する条例(昭和29年滋賀県条例第28号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 警務部の分掌事務に、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成28年法律第73号)第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関することを加えることとします。

(第2条関係)

(2) この条例は、平成28年11月30日から施行することとします。

滋賀県警察本部の内部組織に関する条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～ツ 省略</p> <p>テ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</p> <p>ト 警察装備に関すること。</p> <p>チ 留置施設に関すること。</p> <p>三 他の部の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 警務部</p> <p>ア～ツ 省略</p> <p>テ オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成20年法律第80号）第3条第1項に規定する給付金に関すること。</p> <p>ト <u>国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関すること。</u></p> <p>チ 警察装備に関すること。</p> <p>三 留置施設に関すること。</p> <p>又 他の部の所掌に属しない事務に関すること。</p> <p>(2)～(5) 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>